

○離島振興基本方針（令和五年三月三十一日総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第一号）の
新旧対照表（抜粋）
（傍線は現行からの変更部分）

制 定 案	現 行
4. 法第4条に規定する離島振興計画の策定に当たって指針となるべき 基本的事項 都道府県が離島振興計画を定めるに当たっての指針となる基本的事項は、(1)～(14)のとおりである。あわせて離島振興計画を策定する際には、以下の点について留意する。 省略 (5) 医療の確保等（妊婦が健康診査を受診し、及び出産に必要な医療を受ける機会を確保するための支援を含む。）に関する基本的な事項 医師不在の離島は、離島地域に指定されている離島のうち約4割を占める。無医地区等において、都道府県が地域医療構想及び医療計画を作成するに当たっては、医師等の確保（看護師が実施可能な医療行為に対する支援等を含む。以下同じ。）、病床の確保等により必要な医療が確保されるよう配慮するとともに、ドクターヘリや患者輸送艇の活用等による離島地域の救急医療体制の充実、地域の中核的な病院等による支援や協力体制の構築、オンライン診療をはじめとした遠隔医療の導入等を推進することが必要である。 妊婦が居住する離島に妊婦の健康診査又は出産に係る保健医療サービスを提供する病院、診療所が設置されていない場合には、国や地方公共団体は、妊婦が本土等において健康診査を受診し、及び出産に必要な医療を受ける機会を確保していくことが重要である。 また、離島地域において住民や離島地域を訪れる観光客等が安心して	4. 法第4条に規定する離島振興計画の策定に当たって指針となるべき 基本的事項 都道府県が離島振興計画を定めるに当たっての指針となる基本的事項は、(1)～(14)のとおりである。あわせて離島振興計画を策定する際には、以下の点について留意する。 省略 (5) 医療の確保等（妊婦が健康診査を受診し、及び出産に必要な医療を受ける機会を確保するための支援を含む。）に関する基本的な事項 医師不在の離島は、離島地域に指定されている離島のうち約4割を占める。無医地区等において、都道府県が医療計画を作成するに当たっては、医師等の確保（看護師が実施可能な医療行為に対する支援等を含む。以下同じ。）、病床の確保等により必要な医療が確保されるよう配慮するとともに、ドクターヘリや患者輸送艇の活用等による離島地域の救急医療体制の充実、地域の中核的な病院等による支援や協力体制の構築、オンライン診療をはじめとした遠隔医療の導入等を推進することが必要である。 妊婦が居住する離島に妊婦の健康診査又は出産に係る保健医療サービスを提供する病院、診療所が設置されていない場合には、国や地方公共団体は、妊婦が本土等において健康診査を受診し、及び出産に必要な医療を受ける機会を確保していくことが重要である。 また、離島地域において住民や離島地域を訪れる観光客等が安心して

て生活又は滞在ができるよう、必要な医師等の確保、定期的な巡回診療、オンライン診療をはじめとした遠隔医療の実施、医療機関の協力的体制（救急医療体制を含む。）の整備等による医療の充実に向け、国や地方公共団体は、問題の所在を丁寧な把握・分析しながら、着実に制度に反映させていくことが必要である。

なお、保健医療サービスを受けるための条件について、他の地域との格差の是正を図るため、住民負担の軽減について適切な配慮をすることが重要である。

て生活又は滞在ができるよう、必要な医師等の確保、定期的な巡回診療、オンライン診療をはじめとした遠隔医療の実施、医療機関の協力的体制（救急医療体制を含む。）の整備等による医療の充実に向け、国や地方公共団体は、問題の所在を丁寧な把握・分析しながら、着実に制度に反映させていくことが必要である。

なお、保健医療サービスを受けるための条件について、他の地域との格差の是正を図るため、住民負担の軽減について適切な配慮をすることが重要である。